

歴史的砂防施設の評価のあり方についての事例検討

財団法人 砂防フロンティア整備推進機構 板垣 治 川田 孝信 ○大矢 幸司

はじめに

昨年、国土交通省と文化庁は「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」を共同でとりまとめ、歴史的な砂防施設の基本的な保存活用の方向性を示している。このガイドラインが、今後全国に現存する歴史的に価値を有する砂防施設の評価・保存等の指針となり運用されるには、より施設の実態や実状に沿って適正に運用されることが望ましい。そのため、ガイドラインに示されている、評価基準や評価単位の取扱い、登録有形文化財としての評価の単位等について、既に登録済みの砂防施設や今後登録が可能な砂防施設の実例を分析し、考察を行った。また、現行の文化財制度の活用や施設の保存・保護のあり方の方向性についても検討した結果を報告する。

1. ガイドラインに於ける登録基準の実証

ガイドラインでは、砂防施設の観点から文化庁の登録基準の一つである国土景観に寄与しているものの細目例示に新たに2つの項目①新たな景観を創出した場合、②地域発展に貢献している場合が追記されている。この細目の有効性について、既に登録有形文化財として登録されている60件の砂防施設の登録原簿に付記されている施設の特徴等の記述を分析、整理した。結果、①に該当する記述があるものが19件、②に該当するものが8件あり、重複記述はなく、合計27件、約半数の該当記述があった。歴史的に価値を有する砂防施設を評価する上で、本評価項目が適正であることが実証できた。
参考文献

2. 評価単位の取扱い

ガイドラインでは、砂防施設が持つ特徴として、複数の施設からなる群として機能を発揮してきた砂防施設の評価のあり方は、群（線的・面的）として取り扱う事が適切として試案が示されている。しかし、登録有形文化財制度は原則、単体施設を中心としているため、文化庁が単体施設としての取扱範囲をどのように捉えているかを把握する事が重要となる。このため、先の実証検討同様に登録されている60件の砂防施設の登録原簿に記載されている施設の範囲が示された図面を分類、考察した。

● 単体施設としての捉え方

単体としての取扱については以下に分類できることが分かった。

- ①施設1基
- ②構造的に2基に分離しているが相互に補完し合う施設として一体的に評価できるもの（本堰堤と副堰堤）
- ③本体に付帯する施設として構造的に一体化しているもの
- ④複数の砂防施設が線的に構造体として一体化しているもの（堰堤や階段工）
- ⑤線的に構造体として一体化しているもの（流路工、斜路工）



図-1 単体施設としての分類代表事例

● 群としての取扱登録事例

登録有形文化財で、群的扱いによる登録されたケースが1件ある。平成15年に登録されている新潟県万内川支川日影沢の複数の床固施設である。施設は沢にそれぞれ分離して47基現存しており、内40基が登録対象となっている。単体登録扱いが2基、38基は日影沢上流域床固工と日影沢中流域床固工の2つの流域の名称に分割され登録されている。「域」と言う登録表現はされているが、先の単体施設の取扱を超えた、一連の計画に基づいて施工された施設群として評価、取扱を行った最初のケースである。本件はガイドラインに示されたものが反映されており、今後もこうした取扱が増えるものと期待できる。

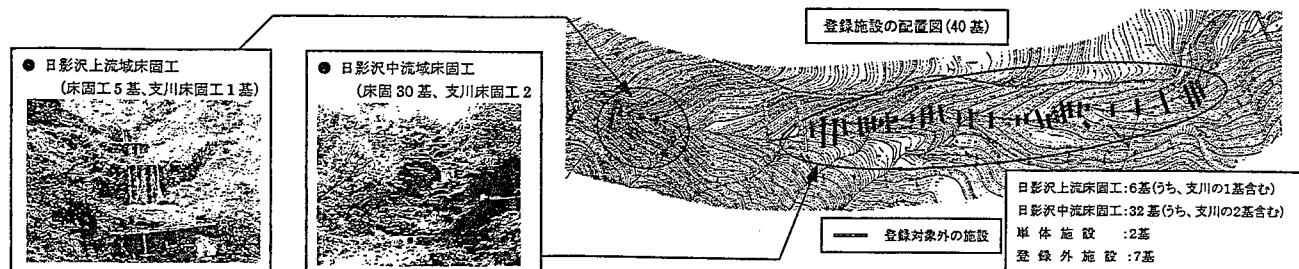


図-2 万内川支川日影沢床固工群等の登録実態例

3. 面的砂防施設の取扱についての考察

ガイドラインには、更に文化財として評価、取り扱うべき対象として、面的な広さを持って現存する施設についてもその指針が示されている。代表的なものが山腹工である。山林の回復、地域の環境・景観形成に寄与してきた山腹工は、面的に施工範囲が広く施設も広範囲に分布している。これらの評価、取扱について登録有形文化財制度やその他の文化財制度等のカテゴリーで捉えられるか検討した。先ず、面的と捉えるべき線的構造物群、特定斜面に分布する砂防施設群、大規模な流域、山塊に広がる砂防施設群をそれぞれ代表するような事例によって、評価すべきポイント、文化財として取り扱う場合の課題を整理した。

1) 代表的面的砂防施設による評価ポイントと取扱上の課題

牛伏川上流域山腹工等砂防施設群、岐阜県多治見の団子山及び虎渓山山腹工、滋賀県田上山山腹工、京都府福知山雲原流路工群の事例にて整理した。

表-1 面的砂防施設事例による評価ポイントと取扱上の課題

事例	評価ポイントと課題	事例	評価ポイントと課題
1. 牛伏川上流域山腹工砂防施設群	<p>評価ポイント ・明治から大正期にかけ施工された山腹工に伴う空石積みの砂防施設が300基以上山麓斜面に現存している。これらを一體的に評価保存するのが望ましい。</p> <p>課題 ・回復した森林環境への評価の扱い ・山腹工の保存対象施設の扱い (群としての一體的評価、施設の代表扱い、他の制度活用)</p>	2. 滋賀県田上山山腹工	<p>評価ポイント ・森林伐採による禿げ山を明治初頭から現在に至る100年以上の山腹工等により、山の森林環境の回復が図られており砂防事業史上も重要な技術、技術者が関与し、山塊そのもの貴重な文化資産と言える。</p> <p>課題 ・大規模な山塊そのものの空間域、景観域を評価する取扱</p>
3. 多治見団子山及び虎渓山山腹工	<p>評価ポイント ・戦後アリカの山腹工技術が導入され、日本で同技術の痕跡が唯一残るものであり、構造物ではなく山腹回復工法のみによる痕跡が現存している。</p> <p>課題 ・明瞭な土木構造物がなく、視覚的判別が一見困難であり、回復された山麓環境主体に評価するあり方</p>	4. 京都府雲原流路工群	<p>評価ポイント ・昭和初期から中期にかけ赤木正雄氏が理想的なモデル事業として、農地整備と一体的になった砂防事業で総延長12kmに渡り流路工が整備されている。</p> <p>課題 ・流路工と農地景観を一体的に捉えた地域全体の評価のあり方</p>

2) 文化財制度等に於ける面的砂防施設の取扱上の課題整理

事例分析に於ける面的砂防施設の評価、登録有形文化財としての取扱に関する課題は以下の事項である。

①回復した山麓環境、景観領域、又は山塊そのものの評価する場合

②多数の砂防施設を面として一體的に評価する場合

③砂防施設と農業整備が一体に行われ、評価すべき地域の景観、環境を保存する場合

④歴史的価値のある砂防施設が特定地域に多数集中し、地域そのものが評価に値する場合。

以上の課題は、登録有形文化財制度の枠組みでは、空間や環境、土地等の評価を捉えるには難しいため、他の文化財制度である文化財記念物の史跡、名勝の文化財指定制度を適用することが考えられる。しかし、指定制度は変更等について厳しい許可が伴い、常に砂防施設の機能維持が求められる砂防施設にはないまないこと、広範囲の指定には土地所有者の合意が必要であること、史跡は遺跡、遺構等を意味し適正な表現にならない可能性もある事等、同指定制度の運用については慎重な検討が必要と思われる。

4. 面的歴史的砂防施設群の新たな保存の方向

1) 「文化的景観」への組み入れ

現在、文化庁では新たな景観、環境保護の制度として、農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究を農林水産省と取り組み「文化的景観」の制度化に向け検討している。文化的景観は農山漁村地域で伝統的に受け継がれてきた産業や生活様式を投影した風景、例えば、棚田や里山など自然と人の暮らししがとけ込んだ伝統的な景観等を文化財として保護する制度である。こうした制度に、先の砂防分野に係わる面的な保存すべき施設群を位置付けし、制度に組み入れていくことの可能性を検討する必要がある。

2) 「景観法」の活用

また、国土交通省は、全国各地で美しい景観・豊かな緑の形成を促進し、景観に配慮した公共事業の実施するため、景観に関する法整備として「景観法」の制定を進めている。同法は農林水産省、環境省、文化庁との調整の中、進められたものであり、先の文化的景観も景観法の枠組みの中で運用されるものと位置づけられている。景観法では、景観行政団体が景観計画の策定を行い、届け出によるゆるやかに規制誘導をおこなう景観計画区域と、特に重要なエリアとして都市計画として行為規制ができる景観地区を設定できるとしている。同法は都市計画区域外に於いても区域、地区の設定を可能としており、国土の景観形成の必要な幅広い範囲を対象としている。こうした法の運用による面的砂防施設としての保全、活用も有効と思われ、今後の動向を踏まえ、保存の方向を検討する必要がある。

まとめ

本検討はガイドラインに示されている、評価の取扱を具体的な事例を基にその有効性を検討した。歴史的砂防施設の面的な評価及び評価単位については、いくつかの課題も残されているが、新たな制度や法案制定の動きもあり、これらの動向を踏まえ、面的な砂防施設の有効な評価を、今後とも事例を踏まえ検討を重ねていく必要がある。

参考文献：「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」国土交通省河川局砂防部保全課、文化庁文化財部建造物課 平成15年5月